

6 月通常総会次第

日時：2001年6月20日（水）13：00～17：00

場所：羽田空港ターミナルビル／ビッグバード6階

「ギャラクシーホール」TEL03-5757-8181

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 本通常総会概要説明と正会員出欠確認
4. 議長選出
定足数の確認
議事録作成人の氏名
議事録署名人の氏名
5. 議 事
第1号議案 定款変更について
第2号議案 2000年度事業報告の承認について
第3号議案 2000年度決算報告の承認について
第4号議案 2001年度補正予算案の決定について
第5号議案 役員選任について
6. 報告及び連絡事項
7. 閉会のことば

2001年正会員名簿

北海道ハンググライディング連盟	理事長 長谷川 栄次
青森県ハンググライディング連盟	理事長 古川 正司
岩手県ハング・パラグライディング連盟	理事長 咲山 弘
宮城県ハンググライディング連盟	理事長 小野寺 幸則
秋田県ハング・パラグライディング連盟	理事長 小松 圏悦
山形県ハング・パラグライディング連盟	会長 高橋 明
福島県ハンググライディング連盟	理事長 山口 幸雄
茨城県ハング・パラグライディング連盟	理事長 板垣 直樹
栃木県ハング・パラグライディング連盟	理事長 谷田 重雄
群馬県ハング・パラグライディング連盟	理事長 田部井 惇光
埼玉県ハング・パラグライディング連盟	理事長 立澤 一男
千葉県ハング・パラグライディング連盟	理事長 萩原 光
東京都ハング・パラグライディング連盟	理事長 日垣 昌士
神奈川県ハング・パラグライディング連盟	理事長 金高 仁史
山梨県フライヤー連盟	理事長 水野 良信
長野県ハング・パラグライディング連盟	理事長 手塚 浩幸
新潟県パラ・ハンググライディング連盟	理事長 永井 守
富山県フライヤー連盟	理事長 大和 隆三
石川県フライヤー連盟	理事長 江端 邦昭
福井県フライヤー連盟	理事長 堀 幸雄
岐阜県フライヤー連盟	理事長 寄本 博行
静岡県フライヤー連盟	理事長 森下 英樹
愛知県フライヤー連盟	会長 森 行雄
三重県フライヤー連盟	理事長 松尾 英彦
滋賀県フライヤー連盟	理事長 中島 省三
京都府フライヤー連盟	理事長 賀家 慎司
大阪府フライヤー連盟	理事長 岩井 克紘
兵庫県フライヤー連盟	理事長 北村 幸雄
奈良県フライヤー連盟	理事長 岩井 捷治
和歌山県フライヤー連盟	理事長 山本 順夫
鳥取県フライヤー連盟	理事長 川瀬 力
島根県ハングパラグライディング連盟	理事長 石飛 陽治
岡山県ハング・パラグライディング連盟	理事長 三宅 利夫
広島県ハンググライディング連盟	理事長 高見 正治
山口県ハング・パラグライディング連盟	理事長 土屋 修二
徳島県ハンググライディング連盟	理事長 椋本 清治
香川県ハンググライディング連盟	理知長 瀬戸口 裕郎
愛媛県ハンググライディング連盟	理事長 石岡 幸二
高知県ハング・パラグライディング連盟	理事長 毛利 謙作
福岡県ハング・パラグライディング連盟	理事長 小林 秀彰
佐賀県ハング・パラグライディング連盟	理事長 鶴丸 敬明
長崎県ハング・パラグライディング連盟	理事長 小川 勝良
熊本県フライヤー連盟	理事長 西本 一弘
大分県ハング・パラグライディング連盟	理事長 乙咩 好信
宮崎県ハング・パラグライディング連盟	理事長 渡辺 喜久男
鹿児島県ハング・パラグライディング連盟	理事長 池田 善文
沖縄県ハング・パラグライディング連盟	理事長 安次嶺 勉



第1号議案

定款変更について

下記のとおり定款変更の承認を求める

2001年5月30日提出

社団法人日本ハンググライディング連盟会長 川添喜郎

記

一. 変更条項

現行： この法人は、事務所を東京都に置く

変更： この法人は、事務所を東京都文京区春日 2-24-11 春日 Shima ビル 8階
に置く

二. 変更理由

2000年6月総会で定款変更決議をし、文部科学省に「定款の一部変更認可申請書」
を提出すべく事前相談をお願いした所、

①「・・・東京都に置く」では官房の審査を通らない。

②文部科学省所管の56法人は、所在地すべてを記載することを基本としている。

③他の変更申請は、住所変更の手続き完了後提出すること
を指導された為。

三. 手続き

① 理事会承認

② 6月総会に上程

③ 文部科学省に変更申請

(説明)

この議案を提出するのは、定款45条に基づき、総会の議決が必要だからである。

以上

第2号議案

2000年度事業報告案について

別紙事業報告の承認を求める

2001年5月30日提出

社団法人日本ハンググライディング連盟会長 川添喜郎

(説明)

この議案を提出するのは、定款第30条に基づき、総会の承認を得る必要があるからである。

(添付文書)

2000年度事業報告書

以上

2000年度事業報告

I 概要

2000年3月総会で議決された2000年度JHF事業計画は、まず連盟活動の主眼を重点課題として掲げ、次に具体的な計画を月別に部門単位で明記し、計画・実施・精査がし易いようにいたしました。

まず、重点課題で掲げた第一の「システムの構築」はフライヤー登録移管に伴い事務局を移転してから2年目となり、事務局運営のみならず理事会・常設委員会・専門部などの活動が安定化し、公益法人らしい組織に一步近づいたものと確信いたしました。これも一重に関係各位のご協力の賜物であり、この紙面をお借りして御礼申し上げます。第二の「登録数の確保」はわずかながら目標に3%ほど到達することができず、次年度への継続目標となりました。第三の「安全対策」は教員レベルの向上を目的とし、初めての試みとして「教員更新研修会」を開催し多くの参加者からご賛同をいただき、継続的に開催するよう要望を頂きました。しかしながら、事故発生件数の増減は変わらず新世紀も予断を許さない状況と思われます。その他の特記事項としては「技能証申請数」の減少が見られ今後の課題となりました。

ここに、2000年度事業報告をすると共に次年度への布石を示したいと思えます。

II 事項別状況

1 組織

(1) 会員数

ア 正会員	47名
イ フライヤー会員	14,087名 (有効登録数) (JAA登録数: 8,483)
ウ 賛助会員	0名

(2) 役員構成

会長 1名 副会長 1名 理事 11名 (含正副会長) 監事 2名

2 会議等の開催

(1) 総会

ア 2000年度第1回通常総会

開催通知日	2000年5月18日
開催日	2000年6月23日(金) 13:00~17:00
開催場所	羽田空港ターミナルビルビッグバード6F「シリウス」
議案	第1号議案 安全性委員会規約の廃止について
	第2号議案 選挙管理委員会規約(案)の制定について
	第3号議案 1999年JHF事業報告の承認について
	第4号議案 1999年JHF収支決算報告の承認について
	第5号議案 2000年度JHF会計補正予算(案)の決定について
	第6号議案 選挙管理委員の選任について

イ 2000年度第2回通常総会

開催通知日	2000年12月26日
開催日	2001年3月13日(火) 13:00~17:00

開催場所	羽田空港ターミナルビルビッグバード 6F 「ギャラシーホール」
議案	第1号議案 定款変更について
	第2号議案 2001年度JHF事業(案)について
	第3号議案 2001年度JHF収支予算(案)について
	第4号議案 任期満了に伴う役員選挙について

(2) 理事会

ア	第1回理事会	開催日	4月20日
イ	第2回理事会	開催日	5月17日
ウ	第3回理事会	開催日	6月22日
エ	第4回理事会	開催日	7月27日
オ	第5回理事会	開催日	9月12日
カ	第6回理事会	開催日	10月24日
キ	第7回理事会	開催日	11月15日
ク	第8回理事会	開催日	12月20日
ケ	第9回理事会	開催日	1月17日
コ	第10回理事会	開催日	2月18日
サ	第11回理事会	開催日	3月12日
シ	第12回臨時理事会	開催日	3月28日

(3) 委員会

ア 安全性委員会

開催日 4/20 5/18 6/15 7/27 8/28 9/25 11/20 1/15 1/29
 その他電話・電子メール・イベントに合わせて実施

イ ハンググライダー競技委員会

開催日 6/1
 その他電話・電子メール・イベントに合わせて実施

ウ パラグライダー競技委員会

開催日 6/1 10/23 12/7
 その他電話・電子メール・イベントに合わせて実施

エ 教習検定委員会

開催日 6/1 7/12 9/26 12/4 3/15
 その他電話・電子メール・イベントに合わせて実施

オ 制度委員会

電話・電子メール・イベントに合わせて実施

カ 補助動力委員会

電話・電子メール・イベントに合わせて実施

キ 選挙管理委員会

電話・電子メール・イベントに合わせて実施

ク 委員総会

開催日 2000年6月1日(木) 東京海上火災保険(株)会議室

2 事業の実施状況

(1)一般への普及振興活動

- ア 公共機関へのJHFレポート発送 送付先：27 機関
イ 厚生活動補助事業 4 県 5 事業
①秋田県 a.乳幼児施設訪問 b.港湾施設清掃作業
②福島県 県下一斉のエリア周辺の清掃活動
③岡山県 豊唾者のPG体験講習会
④熊本県 社会福祉団体主催イベントへのパネル展示

(2)フライヤー登録の実施

登録数：~~13,445~~人 14,087人

(3)技能証発行

- ア HG：477 枚
イ PG：4,677 枚
ウ PW：198 枚

(4)競技会の公認

- ア HG：21 件 カテゴリー-2：1 件
イ PG：35 件 カテゴリー-2：3 件

(5)競技会の開催

- ア HG：日本選手権、4月30日、岩手県遠野市遠野エリア 参加101人
イ PG：日本選手権、10月6日、茨城県八郷町 参加99人
ウ 補助：補助動力PG日本選手権、10月21日、富山県黒部市 参加25人

(6)広報誌の発行

JHFレポート発行 6回/年 のべ77,400冊

(7)ハンググライダー教本の制作発行

(8)講習会等の開催

ア 教員（更新）研修会

日付：2000年11月14～18日 場所：茨城県石岡市・八郷町 参加人数：31名

イ 教員研修検定会

日付：2000年11月14～18日 場所：茨城県石岡市・八郷町 参加人数：29名
(合格者14名)

ウ セーフティーセミナー

日付：2001年3月1～2日 場所：東京都航空会館 参加人数：59名

(9)スクール情報の収集及び公開

スクール登録 94件

(10)安全普及活動

- ア 機体登録 46件 (HG：7, PG：39)
イ 事故調査 2件
①11月11日耳納エリア ②12月9日大佐山エリア
ウ レジャー無線貸与 7件 のべ340台

以上

第3号議案

2000年度決算案について
別紙決算案の承認を求める

2001年5月30日提出

社団法人日本ハンググライディング連盟会長 川添喜郎

(説明)

この議案を提出するのは、定款第30条に基づき、総会の承認を得る必要があるからである。

(添付文書)

2000年度決算案

以上

科 目	2000年度決算		予算	差
一般会計	121,065,508		124,959,736	△ 3,894,228
一般収入	83,499,484		82,009,000	1,490,484
基本財産運用収入	49,984		100,000	△ 50,016
預金利息		49,984	100,000	△ 50,016
会費・入会収入	83,449,500		81,909,000	1,540,500
正会員会費		940,000	940,000	0
賛助会員会費		-	100,000	△ 100,000
フライヤー会員会費		82,509,500	80,869,000	1,640,500
事業収入	28,070,535		37,691,750	△ 9,621,215
技能証申請料収入	21,071,000		24,501,750	△ 3,430,750
PG技能証申請料収入	16,744,000		20,013,250	△ 3,269,250
A級申請料		1,586,000		
B級申請料		3,183,000		
NP証申請料		4,215,000		
P級申請料		3,380,000		
XC級申請料		2,340,000		
助教員申請料		980,000		
教員申請料		1,060,000		
HG技能証申請料収入	1,898,000		2,813,500	△ 915,500
A級申請料		123,000		
B級申請料		360,000		
C証申請料		415,000		
P級申請料		290,000		
XC級申請料		270,000		
助教員申請料		90,000		
教員申請料		350,000		
補助動力申請料収入	225,000		470,000	△ 245,000
A級申請料		15,000		
B級申請料		15,000		
NP証申請料		5,000		
PG補助動力申請料		160,000		
HG補助動力申請料		30,000		
学科合格申請料収入	175,000		155,000	20,000
H、NP級申請料				
P級申請料				
XC級申請料				
補助動力級申請料				
その他申請料収入	2,029,000		1,050,000	979,000
IPPI、スクール登録申請料		1,034,000		
タンデム技能証申請料		995,000		
安全性委員会収入	230,000		700,000	△ 470,000
機体登録料収入	230,000			
PG競技委員会収入	959,000		2,690,000	△ 1,731,000
ポイントシステム登録料収入	455,000		1,500,000	
XCリーグ登録料収入	4,000		90,000	
大会公認料収入	500,000		1,100,000	
HG競技委員会収入	914,000		1,230,000	△ 316,000
ポイントシステム登録料収入	530,000		800,000	
XCリーグ登録料収入	4,000		30,000	
大会公認料収入	380,000		400,000	
教習検定会収入	600,000		1,200,000	△ 600,000
検定会参加費収入	600,000			
普及室収入	-		1,000,000	△ 1,000,000
セーフティーセミナー参加費	-			
広報出版局収入	3,300,222		5,550,000	△ 2,249,778
資料代	275,622		350,000	△ 74,378
PG教本頒布収入	3,024,600		5,000,000	△ 1,975,400
HG教本頒布収入	-		200,000	△ 200,000
その他の収入	996,313		820,000	176,313
申請料	259,000		170,000	
その他収入	737,313		650,000	
特定預金取崩収入	2,866,799		2,866,799	0
運営基金積立金	1,886,799		1,886,799	
世界選手権引当預金	980,000		980,000	
助成金収入	1,800,000		1,000,000	800,000
文部省スポーツ振興補助金収入	1,000,000		1,000,000	
(財)日本航空協会助成金収入	800,000			
当期収入合計(A)	116,236,818		123,567,549	△ 7,330,731
前期繰越収入	4,828,690		1,392,187	3,436,503
収入合計(B)	121,065,508		124,959,736	△ 3,894,228

科目	2000年度決算		予算	差	備考
一般会計	117,966,588		124,959,736	△ 6,973,148	
管理費	18,109,177		22,874,080	△ 4,764,903	
事務局費	18,109,177		22,874,080		
理事会開催費		1,419,730	1,700,000	△ 280,270	
地代家賃		1,389,350	1,244,080		
通信費		1,524,644	1,350,000		
印刷費		419,060	300,000		
消耗品費		597,516	500,000		
人件費		9,528,667	14,000,000	△ 4,471,333	
福利厚生費		739,524	800,000		
出張費		863,945	900,000		
渉外費		15,500	80,000		
リース料		879,123	1,000,000		
顧問費			300,000		
雑費		732,118	700,000	32,118	
事業費	64,817,971		72,238,980	△ 7,421,009	
事務局関連費	46,415,943		49,131,400	△ 2,715,457	
技能認定事業費		7,376,893	8,300,000	△ 923,107	
保険料・会員証発行費		26,631,532	26,185,000	446,532	
保険料			19,676,734		
会員証発行事務費			6,954,798		
補助事業		8,817,900	9,646,400	△ 828,500	
都道府県連盟事業費			8,446,400	△ 828,500	
学生連盟補助事業			200,000	0	
総会開催事業		3,589,618	3,000,000	589,618	
集金システム開発事業		-	2,000,000		
P G競技委員会費	886,170		1,830,500	△ 944,330	
P G競技委員会事務費(日当、旅費)		244,840	490,500	△ 245,660	
P G競技委員会事務費(雑費)		67,330	50,000	17,330	
公認大会保険料		290,000	500,000	△ 210,000	
ポイントシステム普及事業費		84,000	90,000	△ 6,000	
ポイント計算事業費		200,000	200,000	0	
世界選手権派遣事業費(繰越金)			500,000	△ 500,000	
H G競技委員会費	1,004,660		1,300,400	△ 295,740	
H G競技委員会事務費(日当、旅費)		164,660	410,400	△ 245,740	
H G競技委員会事務費(雑費)		20,000	50,000	△ 30,000	
公認大会保険料		200,000	200,000	0	
ポイント計算事業費		100,000	100,000	0	
ポイントシステム普及事業費		60,000	60,000	0	
世界選手権派遣事業費		460,000	480,000	△ 20,000	
補助動力委員会	812,234		868,000	△ 55,766	
補助動力委員会事務費(日当、旅費)		418,730	468,000	△ 49,270	
補助動力委員会事務費(雑費)		43,504	50,000	△ 6,496	
補助動力日本選手権補助事業費		350,000	350,000	0	
教習検定委員会	1,884,350		2,722,600	△ 838,250	
教習検定委員会事務費(日当、旅費)		448,160	669,600	△ 221,440	
教習検定委員会事務費(雑費)		21,578	50,000	△ 28,422	
教員検定事業費		690,284	953,000	△ 262,716	
教員更新研修調査事業費		724,328	1,000,000	△ 275,672	
教本改訂資料費		-	50,000	△ 50,000	
制度委員会	339,920		711,500	△ 371,580	
制度委員会事務費(日当、旅費)		339,920	661,500	△ 321,580	
制度委員会事務費(雑費)		-	50,000	△ 50,000	
普及室費	1,464,185		3,420,000	△ 1,955,815	
普及事業事務費		-	200,000		
セーフティーセミナー事業費		1,235,185	1,500,000		
エリアマップ制作事業費		39,000	50,000		
スクール情報登録事業費		-	70,000		
J H F フェスティバル事業費		-	500,000		
アクトバット選手権調査事業費		-	100,000		
厚生活動補助事業費		190,000	1,000,000		
広報出版費	9,767,081		10,070,580	△ 303,499	
広報出版局事務費(日当、旅費)		135,760	200,000		
広報出版局事務費(雑費)		9,000	50,000	△ 41,000	
J H F レポート発行事業費		8,073,782	5,900,580		
P G 教本タンデム課程発行事業費		124,519	200,000		
H G 教本制作印刷事業費		681,460	1,570,000		
J H F リーフレット増刷事業費		-	200,000		
白書発行事業費		-	1,000,000		
J H F 規定集発行事業費		396,260	400,000		
J H F ホームページ運営事業費		197,000	300,000		
M H G 問題集印刷事業費		-	50,000		
M H G 安全リーフレット制作費		-	50,000		
教習カード製作費		149,300	150,000	△ 700	
海外局費	608,895		550,000	58,895	
F A I 関連費		608,895	1,634,000	533	
安全性委員会	1,634,533		924,000	46,930	
安全性委員会事務費(日当、旅費)		970,930	50,000	4,231	
安全性委員会事務費(雑費)		54,231	300,000		
機材、資料整備事業費		296,450	360,000		
事故調査事業費		312,922			
予備費	-		1,661,676	△ 1,661,676	
事務局費	-				
予備費	-				
特定預金支出	33,016,290		25,915,000	7,101,290	
運営基金積立金		25,579,787	21,915,000	3,664,787	
世界選手権引当預金		4,000,000	4,000,000	0	
基金特定預金		3,436,503	-	3,436,503	
特別会計支出	2,043,150		2,270,000	△ 226,850	
日本選手権事業費支出	2,043,150		2,270,000	△ 226,850	
文部省スポーツ振興補助金		1,000,000	1,000,000	0	
日本選手権事業補助金		1,043,150	1,270,000	△ 226,850	
当期支出(C)	117,966,588		124,959,736	△ 6,973,148	
当期収支差額(A) - (C)	-1,749,770		-1,392,187		
次期繰越収支差額(B) - (C)	3,078,920		0		

広報ルート
拡張事業費含

	2000年度予算額	2000年度決算額	差	異
当期収入小計 (A)	123,567,549	116,236,818	-7,330,731	
当期収入合計 (B)	124,959,736	121,065,508	-3,894,228	
当期支出小計 (C)	124,959,736	117,986,588	-6,973,148	
当期収入差額 (A) - (C)	-1,392,187	-1,749,770	-357,583	
当期収入差額 (B) - (C)	0	3,078,920	3,078,920	
次期繰越収支差額(B) - (C)	0	3,078,920	3,078,920	

正味財産増減計算書

平成12年4月1日から平成13年3月31日

科 目		金 額		
増加 資産増加額	当期収支差額	-1,749,770		
	貯蔵品増加額	3,638,352		
	運営基金積立金	25,579,787		
	基金特定積立金	3,436,503		
	世界選手権積立金	4,000,000		
	増加合計額		34,904,872	
減少	世界選手権積立金	980,000		
	運営基金積立金	1,886,799		
	器具備品減価償却額	826,700	3,693,499	
	減少額合計			3,693,499
	当期正味財産増加額			31,211,373
	前期繰越正味財産額			35,906,552
	期末正味財産合計額			67,117,925

貸借対照表

(2001)平成13年3月31日現在

科 目		金 額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	5,902,716	積立金除く	15,808,716
未収入金	2,471,880		
仮払金	760,000		
前払金	1,290,660		
貯蔵品	5,383,460		
流動資産合計			
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	20,000,000		
基本財産合計	20,000,000		
その他固定資産			
運営基金積立金	27,466,587	流動資産の現金預金に含まれる	
基金特定積立金	3,436,503	流動資産の現金預金に含まれる	
世界選積立金	3,020,000	流動資産の現金預金に含まれる	
保証金	2,005,497		
会員登録管理システム	2,646,000		
器具備品費	80,958		
その他固定資産合計	38,655,545		
固定資産合計		58,655,545	
資産合計			74,464,261
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	6,513,357		
預り金	832,979		
流動負債合計		7,346,336	
負債合計			7,346,336
III 正味資産の部			
正味財産			
(うち基本財産)			67,117,925
(うち当期正味財産増加額)			20,000,000
負債及び正味財産合計			74,464,261

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却は定額法により実施している。

今期は古い電算機を除却した。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金・未収入金・立替金・未払金及び預り金を含めている。

尚、前期末及び当期末残高は、下記4に記載するとおりである。

2 基本財産の増減額及びその残高はつぎのとおりである。

科	目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定	期 預 金	20,000,000	0	0	20,000,000
合	計	20,000,000	0	0	20,000,000

3 積立金の増減額及びその残高はつぎのとおりである。

科	目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基	金 特 定 預 金	0	3,436,503		3,436,503
世	界 選 手 権 引 当 預 金	0	4,000,000	980,000	3,020,000
運	営 基 金 積 立 金	3,773,599	25,579,787	1,886,799	27,466,587
合	計	3,773,599	33,016,290	2,866,799	33,923,090

※ 世界選手権引当金預金は2001年度に支出の予定

※ 運営基金積立金は2001年度と2002年度に支出の予定

4 次期繰越収支差額の内容はつぎのとおりである。

科	目	前期末残高	当期末残高
現	金 預 金	16,606,519	5,902,716
未	収 入 金	1,519,772	2,471,880
前	払 金	0	1,290,660
仮	払 金	438,595	760,000
合	計	18,564,886	10,425,256
未	払 金	12,985,267	6,513,357
預	り 金	750,929	832,979
合	計	13,736,196	7,346,336
次	期 繰 越 収 支 差 額	4,828,690	3,078,920

上記積立金除く

5 固定資産の増減及び残高はつぎのとおりである。

科	目	取得価格	減価償却額	減価償却累計額	当期末残高
器	具 備 品	807,558	121,100	726,600	80,958
会	員 登 録 管 理 シ ス テ ム	3,528,000	705,600	882,000	2,646,000
合	計	4,335,558	826,700	1,608,600	2,726,958

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金手許有高	47,535		
普通預金 第一勧業銀行 日比谷支店	186,297		
普通預金 さくら銀行 日比谷支店(1)	4,951,370		
普通預金 さくら銀行 日比谷支店(2)	18,352,249		
普通預金 さくら銀行 日比谷支店(3)	1,350,450		
三井住友			
普通預金 さくら銀行 日比谷支店(4)	22,048		
普通預金 さくら銀行 小石川支店(5)	9,729,461		
文京区信用金庫 伝通院前支店	1,057,015		
郵便預金	34,129		
郵便口座振替(1)	3,547,256		
郵便口座振替(2)	547,996		
為替	0		
積立金振替高	-33,923,090		
未収入金	2,471,880		
仮払金	760,000		
前払金	1,290,660		
貯蔵品	5,383,460		
流動資産合計		15,808,716	
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	20,000,000		
基本財産合計	20,000,000		
(2)その他固定資産			
基金運営積立金 普通預金振替高	27,466,587		
運営基金積立金 普通預金振替高	3,436,503		
世界選手権積立金 普通預金振替高	3,020,000		
保証金貸事務所賃貸契約	2,005,497		
NEC-PC 関連機器一式	80,958		
会員登録管理システム	2,646,000		
その他固定資産合計	38,655,545		
固定資産合計		58,655,545	
資産合計			74,464,261
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	6,513,357		
預り金	832,979		
流動負債合計		7,346,336	
負債合計			7,346,336
III 正味資産の部			
正味財産			67,117,925

(社) 日本ハンググライディング連盟
正会員各位 殿

社団法人 日本ハンググライディング連盟

監査報告書

平成12年4月1日から平成13年3月31日までの理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

監事は、監事が理事会その他重要な会議に出席する他、理事等から事業活動の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務局において、業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて事業活動の報告を求めました。また、計算書類及び付属明細書につき検討を加え詳細に調査しました。

2 監査の結果

1. この法人の会計の方法及びその結果は、相当であると認めます。
2. 財産目録は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
3. 貸借対照表は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
4. 収支計算書は、法令及び定款に従い、この法人の状況を正しく示しているものと認めます。
5. 付属明細書（正味財産増減計算書を含む）等は、記載事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
6. 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成13年6月15日

監事 宮川 雅博 印

監事 坂本三津也 印

第4号議案

2001年度補正予算案について
別紙補正予算案の承認を求める

2001年5月30日提出

社団法人日本ハンググライディング連盟会長 川添喜郎

(説明)

この議案を提出するのは、定款第30条に基づき、総会の承認を得る必要があるからである。

(添付文書)

2001年度補正予算案

以上

収入の部 2001年度(社)日本ハンク'グライディング'連盟収支補正予算(案) 2001年4月1日~2002年3月31日

科 目	2001年度補正予算(案)		2001年度予算	差
一般会計	129,361,888		128,551,075	810,813
一般収入	77,966,000		77,966,000	0
基本財産運用収入	100,000		100,000	0
預金利息		100,000	100,000	0
会費・入会収入	77,866,000		77,866,000	0
正会員会費		940,000	940,000	0
賛助会員会費		100,000	100,000	0
フライヤー会員会費		76,826,000	76,826,000	0
事業収入	31,107,075		31,107,075	0
技能証申請料収入	22,017,075		22,017,075	0
PG技能証申請料収入		18,011,925	18,011,925	0
A級申請料		2,275,875	2,275,875	0
B級申請料		3,901,500	3,901,500	0
NP証申請料		4,681,800	4,681,800	0
P級申請料		3,316,275	3,316,275	0
XC級申請料		2,210,850	2,210,850	0
助教員申請料		780,300	780,300	0
教員申請料		845,325	845,325	0
HG技能証申請料収入		2,532,150	2,532,150	0
A級申請料		160,650	160,650	0
B級申請料		459,000	459,000	0
C証申請料		535,500	535,500	0
P級申請料		459,000	459,000	0
XC級申請料		306,000	306,000	0
助教員申請料		229,500	229,500	0
教員申請料		382,500	382,500	0
補助動力申請料収入		423,000	423,000	0
A級申請料		9,000	9,000	0
B級申請料		27,000	27,000	0
NP証申請料		27,000	27,000	0
PG補助動力申請料		288,000	288,000	0
HG補助動力申請料		72,000	72,000	0
その他申請料収入		1,050,000	1,050,000	0
I P P I、スクール登録申請料		800,000	800,000	0
タンデム技能証申請料		250,000	250,000	0
安全性委員会収入	700,000		700,000	0
機体登録料収入		700,000	700,000	0
PG競技委員会収入	1,500,000		1,500,000	0
ポイントシステム登録料収入		400,000	400,000	0
大会公認料収入		1,100,000	1,100,000	0
HG競技委員会収入	720,000		720,000	0
ポイントシステム登録料収入		320,000	320,000	0
大会公認料収入		400,000	400,000	0
教習検定会収入	300,000		300,000	0
検定会参加費収入		300,000	300,000	0
広報出版局収入	5,050,000		5,050,000	0
資料代		350,000	350,000	0
PG教本頒布収入		4,500,000	4,500,000	0
HG教本頒布収入		200,000	200,000	0
その他の収入	820,000		820,000	0
申請料		170,000	170,000	0
その他収入		650,000	650,000	0
特定預金取崩収入	15,809,893		18,478,000	△ 2,668,107
運営基金積立金		12,789,893	10,958,000	1,831,893
世界選手権引当預金		3,020,000	7,520,000	△ 4,500,000
助成金収入	1,400,000		1,000,000	400,000
文部省スポーツ振興補助金収入		1,000,000	1,000,000	0
(財)日本航空協会助成金収入		400,000		400,000
前期繰越収入	3,078,920			3,078,920

科目	2001年度補正予算(案)		2001年度予算	差	備考
一般会計	129,361,888		128,551,075	810,813	
管理費	22,224,080		22,224,080	0	
事務局費	22,224,080		22,224,080	0	
理事会開催費		1,700,000	1,700,000	0	
地代家賃		1,244,080	1,244,080	0	
通信費		1,200,000	1,200,000	0	
印刷費		500,000	500,000	0	
消耗品費		300,000	300,000	0	
人件費		14,000,000	14,000,000	0	
福利厚生費		1,000,000	1,000,000	0	
出張費		900,000	900,000	0	
渉外費		80,000	80,000	0	
リース料		500,000	500,000	0	
顧問費		300,000	300,000	0	
雑費		500,000	500,000	0	
事業費	79,854,100		78,354,100	1,500,000	
事務局関連費	46,328,000		44,828,000	1,500,000	
技能認定事業費		5,500,000	5,500,000	0	
保険料・会員証発行費		26,354,000	26,354,000	0	
保険料			19,354,000	19,354,000	0
会員証発行事務費			7,000,000	7,000,000	0
補助事業		12,174,000	12,174,000	0	
都道府県連盟事業費			11,974,000	11,974,000	0
学生連盟補助事業			200,000	200,000	0
委員長会議費		500,000	500,000	0	
総会開催事業		1,800,000	300,000	1,500,000	臨時総会
P G競技委員会費	5,924,000		5,924,000	0	
P G競技委員会事務費(日当、旅費)		480,000	480,000	0	
P G競技委員会事務費(雑費)		50,000	50,000	0	
公認大会保険料		500,000	500,000	0	
ポイントシステム普及事業費		110,000	110,000	0	
G P S競技関連費		190,000	190,000	0	
ポイントデータ管理費		200,000	200,000	0	
ポイント管理開発費		100,000	100,000	0	
Jリーグ登録管理費		194,000	194,000	0	
カテゴリー2申請費		100,000	100,000	0	
世界選手権派遣事業費		4,000,000	4,000,000	0	
H G競技委員会費	3,590,500		3,590,500	0	
H G競技委員会事務費(日当、旅費)		420,000	420,000	0	
H G競技委員会事務費(雑費)		50,000	50,000	0	
公認大会保険料		200,000	200,000	0	
ポイントデータ管理費		100,000	100,000	0	
ハングライディングシリーズ登録管理費		145,500	145,500	0	
ポイントシステム普及事業費		60,000	60,000	0	
カテゴリー2申請費		50,000	50,000	0	
ホームページ運営費		65,000	65,000	0	
世界選手権派遣事業費		2,500,000	2,500,000	0	
補助動力委員会	1,280,000		1,280,000	0	
補助動力委員会事務費(日当、旅費)		420,000	420,000	0	
補助動力委員会事務費(雑費)		50,000	50,000	0	
学科、実技講習検定会		150,000	150,000	0	
ホームページ運用費		60,000	60,000	0	
補助動力日本選手権補助事業費		600,000	600,000	0	
教習検定委員会	2,777,600		2,777,600	0	
教習検定委員会事務費(日当、旅費)		370,000	370,000	0	
教習検定委員会事務費(雑費)		50,000	50,000	0	
教員検定事業費		1,103,000	1,103,000	0	
教員更新研修事業費		1,004,600	1,004,600	0	
視察調査費		250,000	250,000	0	
制度委員会	610,000		610,000	0	
制度委員会事務費(日当、旅費)		560,000	560,000	0	
制度委員会事務費(雑費)		50,000	50,000	0	
普及室費	770,000		770,000	0	
スクール情報登録事業費		70,000	70,000	0	
J H F宣伝広告費		500,000	500,000	0	
厚生活動補助事業費		200,000	200,000	0	
広報出版費	15,364,000		15,364,000	0	
広報出版局事務費(日当、旅費)		248,000	248,000	0	
広報出版局事務費(雑費)		50,000	50,000	0	
J H Fレポート発行事業費		12,840,000	12,840,000	0	
白書発行事業費		1,000,000	1,000,000	0	
J H F規定集発行事業費		120,000	120,000	0	
J H Fホームページ運営事業費		736,000	736,000	0	
P G教本見直費		80,000	80,000	0	
練習生問題集印刷費		140,000	140,000	0	
ルールブック改訂版印刷費		150,000	150,000	0	
海外局費	250,000		250,000	0	
F A I関連費		250,000	250,000	0	
安全性委員会	2,960,000		2,960,000	0	
安全性委員会事務費(日当、旅費)		1,010,000	1,010,000	0	
安全性委員会事務費(雑費)		50,000	50,000	0	
形式審査費		120,000	120,000	0	
ホームページ運用費		80,000	80,000	0	
安全セミナー及びその他安全確保のための事業費		1,200,000	1,200,000	0	
視察調査費		250,000	250,000	0	
事故調査事業費		250,000	250,000	0	
予備費	3,513,708		202,895	3,310,813	
事務局費	3,513,708		202,895		
予備費		3,513,708			
特定預金支出	20,820,000		24,820,000	△ 4,000,000	
運営基金積立金		20,820,000	20,820,000	0	
世界選手権引当預金			4,000,000	△ 4,000,000	
特別会計支出金	2,950,000		2,950,000	0	
日本選手権事業費支出	2,950,000		2,950,000	0	
文部省スポーツ振興補助金		1,000,000	1,000,000	0	
日本選手権事業補助金		1,950,000	1,950,000	0	
		P G 2,000,000 H G 950,000 合計 2,950,000			

第5号議案

JHF 役員選任について

現役員の任期が満了しているので役員選挙の選任を求める

2001年5月30日提出

社団法人日本ハンググライディング連盟会長 川添喜郎

記

JHF 役員選挙について、3月総会と4月臨時総会の決め事が不明確なまま、正会員と選挙管理委員会より総会上程案が届いております。相反する内容であり、総会にお諮りし、JHFの総意を決める必要があるため、この議案を提出いたします。

(説明)

「JHF 役員選挙並びに選挙管理委員会に関する規約」(以下：選挙規約)を改訂した上で改めて選挙公示を行い役員選挙を実施する、という上程案がある一方で、2月20日公示の役員選挙を継続し6月通常総会にて投票を行うというものがあります。

選挙規約を改訂してから役員選挙を行うことに決定した場合、2月20日公示の役員選挙は改訂された選挙規約に則って選挙公示が行われるので、6月通常総会での投票は行われません。また、6月通常総会にて投票を行うことに決定した場合、選挙規約は6月通常総会では改訂されません。

選挙規約の改定案は、4月臨時総会議案として複数の正会員より上程されていましたが審議未了のため合わせてご検討願います。

以上

(添付書類)

大阪府フライヤー連盟上程案

東京都ハング・パラグライディング連盟上程案

秋田県ハング・パラグライディング連盟上程案

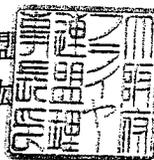
神奈川県ハング・パラグライディング連盟上程案

選挙管理委員会信任投票実施の決定通知

2001年5月13日

社団法人 日本ハンググライディング連盟
会長 川添喜郎殿

大阪府フライヤー連盟
理事長 岩井克紘



6月総会 上程案

大阪府フライヤー連盟は4月臨時総会は単なる話し合いに終始し、正会員が総会の定数を満たしているにもかかわらず、賛成、反対の意思表示がなされず、何ら議決されなかったことははなはだ遺憾であります。4月臨時総会の疑問点、問題点を列記しており、理事会において至急検討していただきたく、上程いたします。

また公示された3月13日の役員選挙は3月総会における4号議案として、上程されており、この4号議案が定款により無効と言うのであれば、理由の如何に関わらず4号議案そのものも実施できず選挙も無効と判断しております。よって、6月総会で役員選挙はできない。この事態を早急に解決するため6月総会議題として次の提案を上程します。

一 4月臨時総会の議案として提案された東京都連案を支持し、大阪府フライヤー連盟案として『JHF役員選挙並びに選挙管理委員会に関する規約』の改訂案を提案します。

- 改定案 第17条
1. 立候補者は所属する都道府県連盟の推薦を必要とする。
 2. 都道府県連盟は、立候補者が以下のいずれかに該当する場合は、立候補者に当該事項を証明する書類を提出させた上、推薦しなければならない。
 - (1) 所属する都道府県連盟の会員5名以上の推薦を受けた者
 - (2) 所属する都道府県連盟の理事2名以上の推薦を受けた者
 - (3) 所属する都道府県連盟の理事の経験が1期以上ある者

二 次の選挙を改めて公示する。

三 次の選挙に限って郵便による投票形式にすることを総会決議する。

4月臨時総会の疑問・問題点

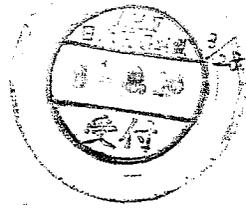
四月の臨時総会は次のような問題点があり6月選挙はできない。

1. 臨時総会の議長は説明に終始し、恣意的に議題に入らなかった。
2. 14日以前に正会員に通知された議題をなぜか審議しなかった。
3. 故に、なにも正会員により議決されず決定されていない。
4. 臨時総会では、3月総会の1号議案と4号議案の無効が議長および制度委員会から話があり確認されただけである。
5. 4号議案そのものが無効ならば、公示された選挙も無効である。
なぜなら4号議案の内容一部のみ取り上げ無効にすることはできない。
6. よって、3月に公示された選挙を6月に行う根拠がない。
7. 選挙管理委員会は改めて選挙の公示をし、やり直すべきである。

4月臨時総会の疑問点や問題点を参加した都道府県正会員の意見をまとめましたが、確かに4月臨時総会では3月総会の1号・4号議案の無効を拍手で確認したが、正会員の議決をとっておらず、決定されていない。問題はこの議長の説明は議題にないから議決できない。

そもそも1号議案および4号議案が定款に反するならば、今回の議長の行為は議案になくそれこそ定款に反することを堂々で行っている。すくなくとも3月総会における4号議案は総会の正会員の総意の元、議決として賛成多数で可決している。この議案が定款に反するならば今回の議案書にもないもの、定款に反するものを単なる確認事項として取りげ、議決していないものを執行することはおかしいことではないか。また決定すべき正式な議題は議長が恣意的に勝手に審議しなかった。重ねて述べますが3月総会の4号議案を4月臨時総会で無効としたが、4月臨時総会では正会員により議決されていません。当然議長案は14日以前に議案として通知されていないのだから議決できない。これでは総会の正式な手続きを踏んでいない。つまり矛盾だらけの決定がまかり通ることになってしまう。

- ・選挙管理委員会から議題にすべき事項として、理事会に何ら申し入れされていない。
- ・4号議案は常任理事と事務局が理事会を経ず勝手に議案を入れた。
- ・4号議案は14日以前に通知されなかった。
よって、本来選挙管理委員会のミスにより3月総会ではもともと選挙は無効でできなかつたのである。
- ・かりに3月総会での4号議案に関する議決が無効となったとしても、3月総会の正会員の賛成23票反対10票棄権7票の総意は確認されており尊重されるべきである。
- ・4月臨時総会は議長の議事誘導により予定の議事に入れず、事態を理解しないまま進行させ何ら議決せず疑問だけ残ってしまった。
- ・臨時総会において議事にはないものは決定できず、拍手のみでは正式な総会議決確認とはどうてい言えない。議長は意識的に挙手を避けていた。以上。



平成 13 年 3 月 26 日

(社) 日本ハンググライディング連盟
会 長 川 添 喜 郎 殿

(社) 日本ハンググライディング連盟正会員
東京都ハング・パラグライディング連盟
理事長 長谷川



総会議案上程について

当連盟では、JHF 役員選挙が公正・公平に行われる為には、「JHF 役員選挙並びに選挙管理委員会に関する規約」の改定が必要であると認め、同規約の下記条項の改定を提案します。総会への上程をお願いします。

記

改定条項

〔現 行〕 第 17 条 立候補者は所属する都道府県連盟の推薦を必要とする。推薦基準は別に定める。

〔改 定 案〕 第 17 条 立候補者は所属する都道府県連盟の推薦を必要とする。

2. 都道府県連盟は、立候補者が以下のいずれかに該当する場合は、立候補者に当該事項を証明する書類を提出させたいえ、推薦しなければならない。
- (1) 所属する都道府県連盟の会員 5 名以上の推薦を受けた者
 - (2) 所属する都道府県連盟の理事 2 名以上の推薦を受けた者
 - (3) 所属する都道府県連盟の理事の経験が 1 期以上ある者

以 上

2001年3月31日

JHF理事長様

JHF選挙規約の改訂について

秋田県ハングパラグライディング連盟
理事長 小松 園悦

標記の件について、秋田県ハングパラグライディング連盟で検討した結果、「JHF役員選挙並びに選挙管理委員会に関する規約」の改訂案を総会に提案いたします。

記

「JHF役員選挙並びに選挙管理委員会に関する規約」の一部改訂を提案する。

[現行]

第17条 立候補は所属する都道府県連盟の推薦を必要とする。推薦基準は別に定める。

[改訂案]

第17条 立候補は所属する都道府県連盟の推薦を必要とする。推薦基準は別に定める。

- (1) 立候補予定者は、所属する都道府県連盟が推薦を拒否し、それが公正でないと判断した場合は、選挙管理委員会に申し立てる事ができる。
- (2) 選挙管理委員会は必要に応じて当該正会員に再考を促す事が出来る。
- (3) 前号の行為を経ても当該都道府県連盟が推薦できない場合は、その都道府県連盟は推薦できない理由を明らかにしなければならない。選挙管理委員会は総会にその経過と内容を報告しなければならない。
- (4) 所属する都道府県連盟の推薦を得ることが出来ない場合は、当該都道府県連盟の有効なJHFフライヤー会員総数の1/3以上の推薦を得る事により、都道府県連盟の推薦の代わりとすることが出来る。
- (5) 所属する都道府県連盟の推薦を得ることが出来なかった場合で、上記1号から4号までの手続きに沿っている場合は、立候補の受付は立候補者公示日の前日までとすることが出来る。

以上

神奈川県ハング・パラグライディング連盟
神奈川県足柄下郡箱根町箱根
理事長 金高 仁史



日本ハンググライディング連盟総会上程案

JHFの定款第13条の3一部変更についての総会上程案

01. 定款第13条の3を下記のように一部変更する。
- 3 理事は第4条に定めるこの法人の事業に関する営利を目的とする企業の役員であってはならない。
- ↓
- 3 理事は第4条に定めるこの法人の事業に関する営利を目的とする企業、団体、個人事業者の役員、経営者、社員、従業員、職員であってはならない。
02. 3月の総会のように選挙が出来なくなる原因は、上記の定款に問題があるからです。実際上の企業経営者であっても、登記簿の役員欄に名前が記載されていなければ良いとされているところに問題があります。定款を変更しなければ何度でもこの問題は発生します。
03. フライヤー会費収入・7700万円、技能証収入・2200万円と収入も一般フライヤーからの会費によるところが大きくなりました。これからは、スクール・企業の間は決定権を持つ理事会からは退いて、各委員会において手腕をふるうべきと考え上程させていただきました。

以上

定款変更について

一、発議者 神奈川県ハング・パラグライディング連盟 金高仁史



二、変更条項

(役員を選任) 第13の3

現行：3理事は第4条に定めるこの法人の事業に関する営利を目的とする企業の役員であってはならない。

変更：3理事は第4条に定めるこの法人の事業に関する営利を目的とする企業、団体、個人事業者の役員、経営者、社員、従業員、職員であってはならない。

三、変更上程の理由

3月の総会のように選挙が出来なくなる原因は、上記の定款に問題があるからです。実際上の企業経営者であっても、登記簿の役員欄に名前が記載されていなければ良いとされているところに問題があります。定款を変更しなければ何度でもこの問題は発生します。

この定款の目的は、自分の企業に有利な事業、有利な情報操作、有利な規約作成、有利な予算配分などの不正が行なわれないようにするのが本来の目的と考えます。

フライヤー会費収入・7700万円、技能証収入・2200万円と収入も一般フライヤーからの会費によるところが大きくなりました。これからは、スクール・企業の間は決定権を持つ理事会からは退いて、各委員会において手腕をふるうべきと考え上程させていただきました。

四、手続き

- ① 総会の承認
- ② 文部科学省に変更申請

都道府県連盟各位殿

社団法人日本ハンググライダー連盟

選挙管理委員会

委員長 宮野 周二



JHF役員選挙信任投票の通知

平成13年4月23日開催のJHF臨時総会を受け、表題の選挙は平成13年2月20日公示の立候補者に対する信任投票を、6月通常総会会場にて実施することといたします。選挙資料は公示日付にて正会員向け送付済みのものをご確認ください。

<送付済み資料一覧>

1. 役員立候補者公示書（信任投票実施の決定通知をかねる）

※ 公示内容のうち投票日付「3月13日」については、本通知により「6月20日」と読み替えます。

2. 立候補者受付審査報告

3. 理事および監事立候補者の立候補届写しと立候補文写し(12名分)

以上

※お願い

信任投票実施となりますので、各立候補者それぞれにつき貴連盟の所属会員の総意を反映した投票ができます様ご準備いただき、6月20日のJHF総会(会場:羽田ビッグバード)へご出席のうえ、会場にて投票してください。

なお、上記の送付資料のうち、役員立候補者公示書と立候補者の立候補文写しの全文および各候補者の顔写真について、JHFホームページに再度掲載をいたします。一般のJHFフライヤー会員への情報開示となりますので、ご活用いただけますようお願いいたします。

監査報告への要望書

本年5月24日理事会において当連盟の提案が出席理事全員の反対により否決されました。

また理事会は大阪府連盟提案を第5号議案として総会に上程しています。当連盟はかかる理事会決定は法令及びJHF定款に反すると思料します。

したがって、監事各位におかれましては、事実確認のうえ当連盟の要望書の内容を総会に提出予定の監査報告書に反映していただきますよう要望致します。

一、5月24日理事会決定は法令・定款違反であり、無効である。

したがって、大阪府連提案は参考資料とし、当連盟の提案を総会議題とすることを要望する。

二、同理事会決定は法令・定款違反であるとする論拠について以下述べる。

要約的に言うならば、業務執行の受任者（従たる地位）である理事会が、委任者（主たる地位）である総会（構成員たる正会員）の提案を否定することは受任者の業務執行の適正化を図るべく開催される総会の趣旨を没却するものであり、これはまさに、主従（主客）の転倒である、というにある。

法令・定款違反について。

総会議案を決定する権限を明示する定款規定は以下である。

（総会の議決事項）

第30条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画及び収支予算についての事項
- (2)事業報告及び収支決算についての事項
- (3)財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4)その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

1. まず、大阪府連の提案を総会議案とした理事会決定について。

確かに第30条（4）により理事会が同府連提案を総会議案とできるようにもみえるが、理事会の決定は総会の決定を前提にしなければならない。

すなわち、そもそも4月の臨時総会において3月の公示に従い6月に選挙を実施し、選挙の条件整備にかかる各県連の提案は次期選挙までに審議するとの確認がなされたはずである。

とするならば、理事会は選挙の先送りによる候補者・正会員等の負担増、JHFの出費の増大、JHF活動全般の渋滞等を回避すべく、速やかに選挙を実施し、新年度の事業実施の態勢を万全にすることを最優先すべきである。

したがって、速やかな選挙の実施に必要なくまた論旨も不明な大阪府連提案を総会議案とするのは、総会確認事項を無視するものであり、定款 27 条以下の総会規定の趣旨に反する。

また、かかる理事会決定は、定款等を遵守し業務を執行、換言すれば、委任の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理すべきとの義務に反する（民法 644 条）。

この義務違反は債務不履行を構成し、損害賠償請求権を発生させる（民法 415 条等）。そして、この損害賠償額は候補者の交通費・日当や総会費用等であり、その算定は極めて容易である。上記決定に賛成した理事及び反対しなかった理事が連帯して賠償義務を負う。

2. 次に当連盟提案を否決した理事会決定について

定款第 30 条（1）～（4）は総会議決事項を例示的に列挙した規定である。特に（4）は「…理事会が必要と認めるもの。」~~と~~総会議決事項になることを定めたにすぎず、法人の構成員たる正会員の提案権を排斥する趣旨ではない

そもそも総会を開催する趣旨は理事の業務執行すなわち法人運営の適正化にある。かかる趣旨から総会を開催しないとの定款変更は法の認めるところではない。

この法人運営の適正化は正会員の提案権、議決権の行使によっておこなわれる。そして、総会の決定権が法人の全活動領域に及ぶものである以上、総会開催の前提たる正会員の提案権の対象も同様に法人の全活動領域である。

ただ、定款で理事会を設けた趣旨から理事会の業務執行をすべて総会の権限事項とすることは許されない、というにとどまる。

とするならば、適正化の主体たる正会員の提案権を適正化の客体たる理事会が否定することは原則できない。例外は手続きの不備、明白な内容の不明瞭等に限定される。

このような観点から当連盟の提案は手続きに問題は無く且つ内容も明快で JHF の活動領域の範囲内であるから、総会議案とするに何の障害もないものとする。

今回、正会員からの提案は大阪、香川くらいのものではないか。

つまり、理事会が困惑するほど正会員の提案数は多くなかったはずである。確認されたい。

したがって、手続上問題が無く且つ提案趣旨が明確であるなら、すべて総会議案とするのが理事会の義務である。

また、確かに定款 44 条 2 「委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。」とある。

この点、JHF の理事会以上に迅速・機動的な業務執行が求められる株式会社の理事会＝取締役会の権限内の事項について、株主総会がその機動性すなわち会社経営の合理化を犠牲にしても経営の適正化を優先しようとするならば、取締役会の業務執行をすべて総会がおこなうのは取締役会を設けた法の趣旨に反するから許されないが、そうでない限り、株主総会がみずから決定できるとされている。

かかる観点からしても、そもそも、JHF 理事会は取締役会ほどの機動性は要請されていない。

そして、当連盟案は「委員会」を訴訟に特化し、その権限も明確に限定している。これは理事会の負担軽減になるにすぎず理事会の委員会に関する業務執行権限を全ておこなおうとするものではない。

当連盟案は過去・現在の訴訟についての理事会の対応・処理の不適切さを一部、総会報告によって、また一部「特別委員会」設置によって是正すべきと内容をとする。

これは第 44 条 1 「この法人の事業の遂行に必要な専門的事項を処理するため…」に適用ものとする。

さらには、以下は言うに及ばないことではあるが、24 日理事会の採決自体にも問題があると考えられる。この不当性は看過できないので付言する。

上記当連盟提案の趣旨から明らかなように、これまでまた現在「訴訟」を担当している理事、訴訟当事者乃至その関係者たる理事及び、当該訴訟につき代理人である者

(=JHF 顧問弁護士) は、当連盟提案に関して (特別) 利害関係人である。

したがって、採決の場に出席することは不適切である。

特に利害関係人たる理事は採決に参加できないのは常識である (商法 260 条ノ 2 3 項等)。

理事会自体の慣行としても、JHF リポート等の理事会議事録を探すと議題に「利害関係」のある理事は採決に加わらなかったとの記述が見られる。

かかる理事会の慣行とも今回の理事会採決の仕方は著しく均衡を失っており、正会員の提案を軽視していると言わざるを得ない。

上記「利害関係人」でない理事は他の理事が「利害関係人」であることを、知らずに、採決したのであれば、明らかな職務懈怠である。採決の前提として訴訟担当でない理事も、これまでの総会等への報告のあり方及び係争中の訴訟への対処の仕方を把握すべきである。

各理事は少なくとも現在係争中の訴訟の全資料を精査し、これまでの訴訟追行がJHFの目的(定款等)に照らし適切なものであったかを自ら確認しなければならない。

すなわち、訴状、答弁書、準備書面には最低限目を通し、これまで訴訟担当理事に任せ、自らは黙示的にのみにその担当者の訴訟追行を承認してきたことが、果たして適切な、換言すれば、「委任の本旨に従った」理事としてのありようであったかを再検討すべき義務を各理事は、法令・定款上負っているのである。この義務を信義に従い誠実に履行するその過程で、「利害関係」ある理事は誰かが判明し且つ適切な採決は、容易且つ可能である。

また、上記「利害関係人」に自らが該当しまたは他の理事が該当することを知って採決したのであれば、その不当性・義務違背は言うまでもない。

いずれも理事としての委任義務(定款、運営規約第10条の趣旨、民法644条等)に反し、債務不履行による損害賠償義務を負う結果となる。正確には、その結果が既に生じている。

以上、理事会決定が法令・定款に反する一方、当連盟提案は法令・定款に則ったものである。

結論として、当連盟提案を否定することは、定款に定められた総会開催の趣旨すなわち総会構成員の意思を反映し法人活動の適正を確保すること、を否定することにほかならない。

当連盟の提案を否定する役員、正会員もまた理事会と同等の責任を負担する意思を表明するものと思料する。

よって、冒頭の要望をするものである。

以上

照 会 状

以下の事項について平成13年6月15日までに回答を求める

一、理事会の回答文（JHF 発 01-056 号）について

1. 「プライバシー」

問題となるプライバシーの主体（誰のプライバシーか）

2. 「利害関係」

利害関係とは何か

3. 「法律的な見地」

課題は何か？上記の課題に限ると理解してよいのか、他にるのであれば指摘していただきたい。

4. 5月24日理事会での顧問弁護士の発言内容は何か。また上記1.～3. についての同弁護士の回答も求める。

二、過去の訴訟について

1. 確定した訴訟の件数

2. 上記について提訴の年月日、原告氏名、請求内容・金額、対象となった事件・事故、JHF のいかなる行為が問題とされているのか？の一切。

三、現在の訴訟について

1. 訴訟について

①提訴の年月日、原告氏名、原因となった事件・事故、請求内容・金額。

②訴訟が係属している裁判所名及び事件番号・事件名。

2. JHF 理事会及び JHF 訴訟担当理事について。

① JHF の訴訟担当理事は誰か。

②訴訟代理人（弁護士）の選任は誰が行ったか。

③主張・立証の準備をしているのは誰か。

④以上①～③について理事会は承認しているか。

3. 訴訟代理人について（顧問弁護士について）

①顧問弁護士は誰か？

②誰が相談したのか？何回か？どういう問題で相談したのか？

③上記②について理事会は承認・掌握しているか。

④現在の訴訟進行状況、勝訴・敗訴の見込みについて弁護士の意見はなにか？

上記照会事項の項目ごとに、できるかぎり資料を添付して回答する事を求める。以上

平成 13年6月17日

社団法人 日本ハンググライディング連盟 殿
同 正会員 殿

埼玉県ハングパラグライディング連盟 理事長 立澤 三男 之印

日頃より当連盟には格段のご厚情を賜り感謝申し上げます。
さて、埼玉県ハングパラグライディング連盟は2001年度6月17日の臨時総会において、(社)JHF 役員選挙に関して川添喜郎氏を不推薦とした決定(2001年2月4日理事会)を誤りと認め推薦とすることを決議いたしましたのでご報告申し上げます。

この件に関しましては、公益法人としての日本ハンググライディング連盟並びに現会長の権利と尊厳を著しく傷つけましたことに対し深く反省お詫び申し上げますと共にJHF 正会員の皆様にもご迷惑をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。

当連盟では川添喜郎氏に謝罪文を発送するとともに同氏の権利回復に最大の努力をする所存です。また、今後このような誤りを繰り返さない為に組織の民主化を測る様努力いたします。

JHF定款13条3項の解釈につきましては今後議論を深めJHF正会員の皆様と共に解決を計りたいと思います。以上、ご報告とお詫びを申し上げます。今後共当連盟へのご協力ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

以上